

復刻版

みんなの経営ミニ

2026.5.29

今使える北海道の補助金

①賃上げ環境整備等支援事業費補助金

北海道ではする中小企業の生産性向上や販路拡大等を図り、持続的な賃上げに踏み出せる環境を整備するため、経営改善に資する経費を支援する補助金が創設されました。

補助対象者	道内の中小・小規模事業者等	
申請区分	通常枠 (賃上げ率>0)	促進枠 (賃上げ率4%以上)
補助率	1/2	3/4
補助上限額	200万円	300万円
申請要件	パートナーシップ構築宣言の登録・公表企業	
対象経費	機械装置・システム費等、クラウド使用料、広報費、展示会等出展費、開発費、専門家費用、委託費、外注費、研修費など	

■ 補助金申請の流れ

- ① 必要書類を揃えて実施する事業計画の申請（交付申請）
- ② 事業計画を審査され、交付（不交付）が決定される
- ③ 交付決定後、事業計画に沿って事業を実施
（賃上げの実施、対象経費の支払い、パートナーシップ構築宣言等）
- ④ 事業完了後、補助金の交付請求
- ⑤ 交付請求の審査後、補助金の支給

■ 補助金の概要

交付申請期間：2026年5月15日～2026年9月30日

※予算上限に達し次第終了となります。

申請方法・電子申請または郵送申請



かわべのこぼれ話

補助金について

今回は北海道でこの春から創設された補助金2つをご紹介します。

最低賃金の上昇等、資金繰りが厳しい中小企業等の一助となってくれればと思います。

補助金は助成金とは異なり、予算の上限が決められていることが多く、予算がなくなり次第終了となりますので申請をお考えの場合はお急ぎください。

また、今回ご紹介した「①賃上げ環境整備等支援事業費補助金」は実施すると必ず支給されるものではなく、事業計画内容が認められなければ不交付となってしまいますのでご注意ください。

今後もこのような補助金情報がありましたらご紹介させていただきます。

西田労務経営事務所



今使える北海道の補助金

②人材確保奨励金・支援金

離職期間が1カ月以上ある求職者が、人手不足が深刻な道内事業所において、対象職種で労働時間週20時間以上かつ31日以上（雇用保険加入）・在籍実績がある場合、求職者に奨励金 **10万円**（離職期間が1年以上の場合は**さらに10万円**）、事業者に支援金 **10万円**が支給されます。（予算の範囲で支給）

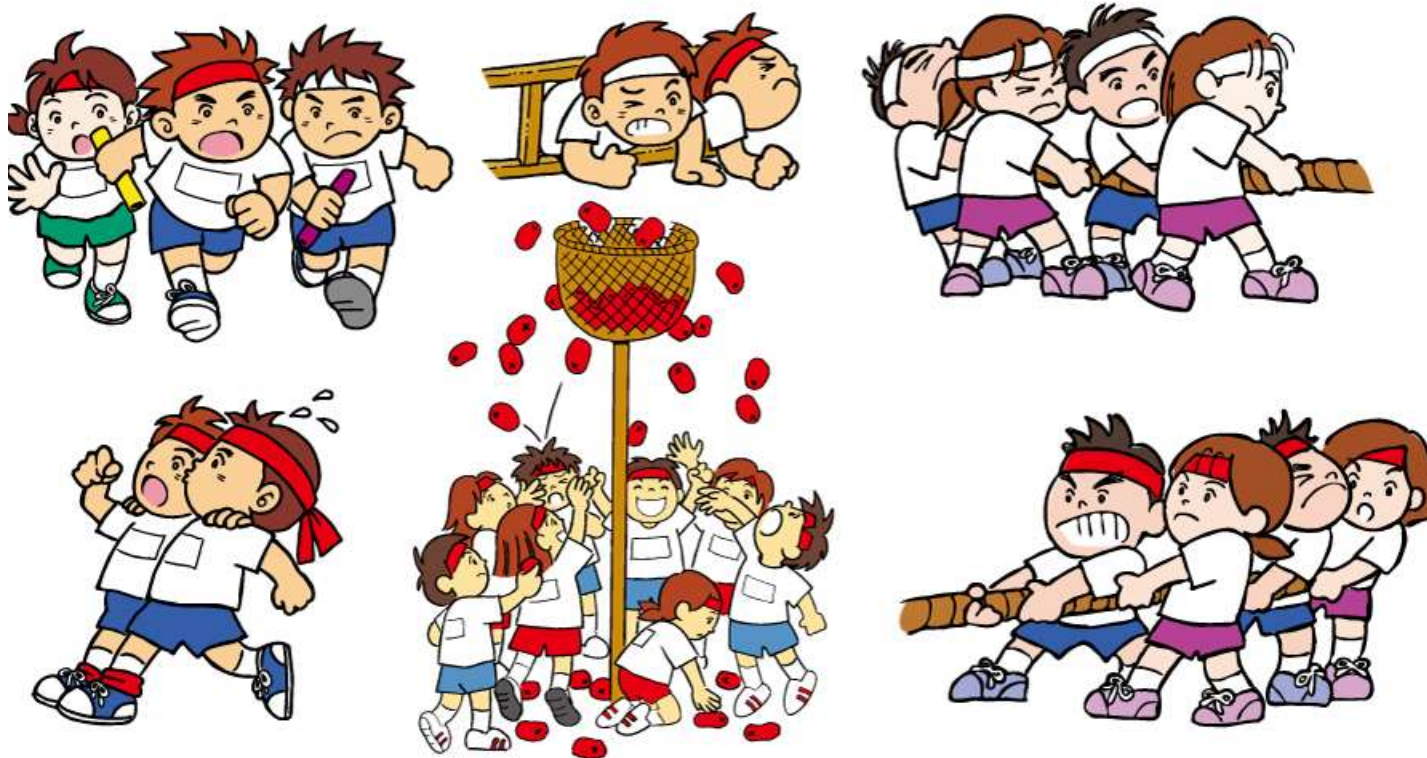
■ 支給までの流れ

- ① 離職期間が1カ月以上ある求職者が、対象職種の道内事業所に応募し就労
- ② 31日以上在職後、勤務初日から2カ月以内に申請
（勤務初日は4/16～7/16までの間であること）

■ 対象職種

- ① 土木・建設職
- ② 保育士・幼稚園教員
- ③ 営業職
- ④ 福祉・介護の専門職
- ⑤ 飲食物調理職
- ⑥ 警備員
- ⑦ 機械整備・修理工
- ⑧ 貨物自動車運転職
- ⑨ 乗用車運転職

※一企業、一求職者当たり1回まで



外も暖かくなってきたので、体を動かして運動不足を解消しましょう。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

臨時の昇給、決算後の役員報酬など、給与改定がありましたら社会保険料の変更手続きが必要となる場合がございますので、是非弊社までご連絡をお願いいたします。

